

## 地震発生時の避難所の一斉自動開設体制の見直しについて

### 【課題】

- 区内で震度5弱以上の地震が発生した場合に避難所を一斉に開設
  - 震度5弱地震では被害が少なく、避難者がいない可能性がある。
  - 開設・運営のための職員が多く必要だが、通常業務の維持も必要。

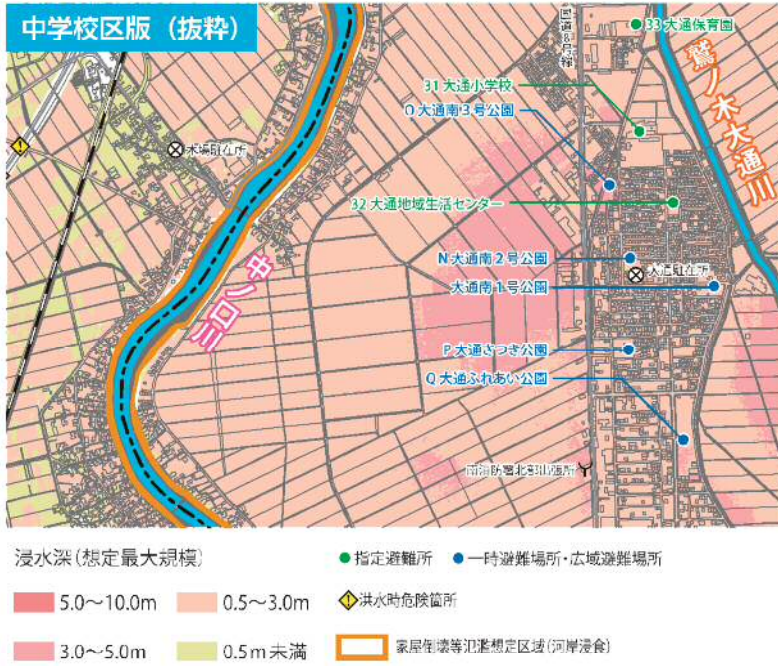
### 1. 開設基準の見直し

	4月1日から	3月31日まで
一斉開設 基準	<p><b>震度6弱以上を観測した区</b></p> <p>※ <u>震度5弱・5強の場合は、避難希望者の状況を確認する体制をとり、危機管理監または区長が避難所開設の必要があると判断したときは、各区の一部または全部の避難所を開設する。</u></p>	<p><b>震度5弱以上を 観測した区</b></p>

### 2. 運用開始日

平成 30 年4月1日

# 安心なまちづくりに向けて 洪水ハザードマップ



近年、これまで経験したことがないような大雨により各地で洪水が発生しています。これを踏まえ、国や県では約1000年に一度発生するような大雨も想定した洪水の浸水想定区域を公表しました。これに伴い本市でも洪水ハザードマップの見直しを行い、市ホームページに公開しています。

洪水ハザードマップは、中学校区版と河川別版があり、それぞれ、避難所の位置や、最大での程度浸水する想定かを確認することができます。

中学校区版は、自宅や職場などへの影響を確認しやすく、避難所の位置だけでなく洪水時の危険箇所なども確認できます。

河川別版では、各河川が氾濫したときの浸水範囲を確認することができます。

今年度末には、洪水や津波などの各種ハザードマップを一つにまとめた、総合ハザードマップの作成・配布を予定しています。

閩防災課(☎025・226・1143)



スマートフォンは  
こちらから